

平成29年11月16日

(件名)

## 湖西市男女共同参画推進条例の見直し(案)について

湖西市男女共同参画推進条例について、これまでの審議会の経過を踏まえ、委員の皆様のご意見をとりまとめた見直し案(第3条第6号)を作成いたしました。

また、「条例の構成・表現等(第3条第6号を除く)」は、事前のご案内のとおり、当局で検討を重ね、改正案を作成させていただきました。

過日、第3回の審議会の開催にあたり、事前に資料を送付いたしましたが、その後、一部見直しをさせていただきました(青字部分)。

本日、以下の内容につき、ご審議いただきますようお願いいたします。

### 1 第3条第6号(条文)の見直し

#### 【第2回審議会 審議結果より】

妊娠、出産の直接の当事者である女性の立場や意思を尊重すべきである。よって、「女性の意思を尊重」という文言は条文に盛り込むべきである。

ただし、妊娠、出産等における決定権の所在が、女性だけにあるわけではない。現在の条文では、その点の解釈に誤解が生じる可能性があるため、「男女双方の決定」についての文言は、条文に盛り込むべきである。

表現の方法については、市民にとって分かりやすい表現にすべきである。

#### 変更前

##### 第3条

- (6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。



#### 変更後

##### 第3条

- (6) 男女が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産等に関しては、女性の意思を尊重した上で両性の合意により決定し、男女の生涯にわたる心身の健康に配慮すること。

## 2 条例の構成・表現等の見直し

### 変更点①

第9条 性別による権利侵害の禁止  
第10条 公衆に表示する情報の表現への配慮

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、~~性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない~~次に掲げる性別を理由とする権利侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人の尊厳を踏みにじる行為

~~2 何人も、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別を理由として個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。~~

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、~~性別による差別、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現~~次に掲げる事項を連想させ、又は助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による差別又は固定的な役割分担
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進を妨げると認められるもの

#### 【内容】

条文中に用語が列記され長文となっているため、号を設け、対象となるものを掲げました。

## 変更点②

### 第2章 基本的施策

~~(意識づくりの促進)~~

~~第11条~~

~~—(政策方針決定の場における促進)—~~

~~第12条~~

~~—(地域活動における促進)—~~

~~第13条~~

~~—(雇用における促進)—~~

~~第14条~~

~~—(仕事と生活の調和の促進)—~~

~~第15条~~

~~—(男女の生涯にわたる健康の促進)—~~

~~第16条~~

~~—(暴力の根絶)—~~

~~第17条~~

~~—(防災における促進)—~~

~~第18条~~

~~—(多文化共生における促進)—~~

~~第19条~~



### 第3章 推進体制

~~—(情報提供及び広報活動)—~~

~~第25条~~

2

### 第2章 基本施策

(市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を…

- (1) 情報提供及び広報活動等
- (2) 意思決定過程における促進
- (3) 仕事と生活の調和の促進
- (4) 男女の生涯にわたる健康の促進
- (5) 暴力の根絶
- (6) 防災における促進
- (7) 多分化共生における促進



## 【内容】

各施策ごとに条立てがされているため、「市の施策」としてすべての施策を1つの条にまとめ、各施策を号立てにしました。

また、用語の重複をできる限り避け、分かりやすい表現に一部見直しました。

### 変更点③

~~（意識づくりの促進）~~

~~第11条 市は、男女共同参画の意識づくり及び意識改革を進めるため、啓発活動及び学習機会の提供を行うものとする。~~

~~（地域活動における促進）~~

~~第13条 市は、自治会、町内会、PTA 等地域活動において男女が共に参画できるよう、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。~~

~~（雇用における促進）~~

~~第14条 市は、雇用における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。~~

~~（情報提供及び広報活動）~~

~~第25条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者、市民団体及び教育関係者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて相談体制及び支援策を含む情報の提供を行うものとする。~~

~~2 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。~~



### （市の施策）

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供及び広報活動を行うとともに、市民等の活動を支援するために必要な措置を講ずること。

### 【内容】

第 11、13、14、25 条は、男女共同参画に関する「情報提供及び広報活動の促進」と「活動への支援措置」に関する条文であり、対象は異なっているものの、同義の文言が並んでおり、条例としては読みにくいものと考えられます。

「市民等」という表現を用いることにより、対象をまとめ、条文をすっきり整理しました。

#### 変更点④

~~—(政策・方針決定の場における促進)—~~

~~第12条 市は、市の政策又は方針の策定に関する審議会が審議を行い、又は事業者、市民団体若しくは教育関係者がその方針を決定するに当たっては、男女共同参画を促進するための情報の提供その他必要な措置を行うものとする。~~



(市の施策)

第12条 市は、…

(1) 略

(2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民等と協力し、必要な措置を講ずること。

【内容】

第12条の「政策方針決定の場における促進」については、長文で内容が分かりにくいことから、分かりやすい表現にしました。

#### 変更点⑤

~~—(仕事と生活の調和の促進)—~~

~~第15条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。~~



(市の施策)

第12条 市は、…

(1)~(2) 略

(3) 男女が、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、必要な支援を行うこと。

【内容】

第15条の「仕事と生活の調和の促進」については、「ワーク・ライフ・バランス」の促進に関する条文であります。が、「情報の提供」については、変更点③により、包括的に1つの号に整理したため、「情報の提供」という文言を削除しました。

## 変更点⑥

~~（男女の生涯にわたる健康の促進）~~

~~第16条 市は、市民が性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。~~



（市の施策）

第12条 市は、…

(1)～(3) 略

(4) 市民が、性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、必要な支援を行うこと。

### 【内容】

第16条の「男女の生涯にわたる健康の促進」につきましても、「情報の提供」に関しては、変更点③により、包括的に1つの号に整理したため、「情報の提供」という文言を削除しました。

## 変更点⑦

~~（暴力の根絶）~~

~~第17条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力への不安や恐れがないことは、男女が個人として十分に能力を発揮するための最低限の条件であることから、男女共同参画の推進においては、暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進するものとする。~~



（市の施策）

第12条 市は、…

(1)～(4) 略

(5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性に起因する暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進すること。

### 【内容】

第17条の「暴力の根絶」については、「への不安なや恐れがないことは、…」以降の文章が、暴力の根絶を推進する理由を示しておりますが、理由を明記することで、長文となり分かりにくくなっていることから削除し、簡潔にしました。

## 変更点⑧

~~(防災における促進)~~

~~第18条 市は、防災(災害復興を含む。)に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。~~



(市の施策)

第12条 市は、…

(1)~(5) 略

(6) 防災及び災害復興に係る施策等において、男女双方の視点を取り入れた体制の構築に努めること。

### 【内容】

防災と災害復興とは、意味合いが異なるため、「防災及び災害復興」という表現に見直しました。

また、「男女共同参画を促進し」という文言についても、「市の施策」の冒頭の条文を「男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。」という表現に見直し、施策は参画の促進が前提となっていることから、文言の重複を避けるため、削除しました。

## 変更点⑨

~~(多文化共生における促進)~~

~~第19条 市は、男女共同参画の推進に当たって、多文化共生社会を目指すまちづくりに関する事業との連携に努めるものとする。~~



(市の施策)

第12条 市は、…

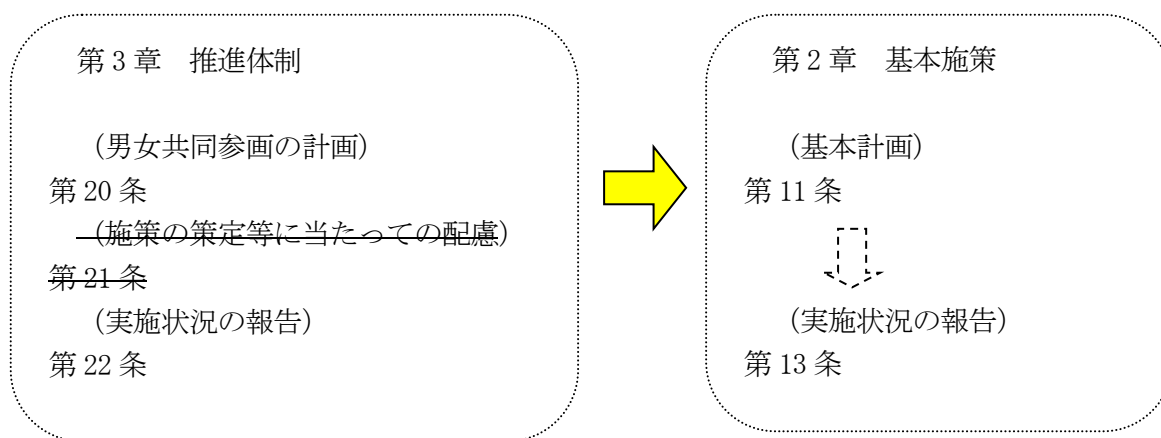
(1)~(6) 略

(7) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進に努めること。

### 【内容】

「多文化共生社会を目指すまちづくりに関する事業」という表現が、市民になじみにくいと考えたことから、「多文化共生の視点に立った男女共同参画事業」という表現に見直し、他事業との連携も包括的に含め、男女共同参画事業として推進していくという内容の条文にしました。

## 変更点⑩



### 【内容】

推進体制は、組織や人員体制についての意味合いが強く、他市の例をみても、基本計画及び実施状況の報告は、施策の章に盛り込まれております。計画及び実施状況の報告については、施策の根幹を成すものであることから、「第2章 基本施策」に繰り入れることにしました。

## 変更点⑪

### ~~—(男女共同参画の計画)—~~

第20条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第29条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 ~~前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。~~





(基本計画)

- 第11条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- 2 市長は、基本計画の策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【内容】

表題部は、「男女共同参画の計画」という文言ではなく、条文に合わせ「基本計画」といたしました。

また、第20条第4項の規定は、「基本計画を変更する場合に第2項と第3項を準用する」というものでありますが、第2項と第3項に「又は変更」という文言を追加することにより、第4項を削除しました。

変更点⑫

~~（施策の策定等に当たっての配慮）~~

~~第21条 市長は、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。~~

【内容】

男女共同参画基本法第15条により、地方公共団体は、施策の策定及び実施に当たって、男女共同参画の推進に配慮するものとされていることを受け、この条文規定を設けておりましたが、「第4条（市の責務）」において、「男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するものとする。」と明記しており、施策は参画の推進が前提になっていることから、重複を避け、条文を削除しました。

## 変更点⑬

### (推進体制の整備)

~~第26条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する市民団体のネットワークと協働し、その活動及び取組を支援するものとする。~~

- 2 市長は、男女共同参画を推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。



### (推進体制の整備)

第19条 市は、市民等の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

- 2 市長は、男女共同参画を推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

### 【内容】

第26条の「推進体制の整備」に関する規定のうち、第1項の規定は、「市民団体との協力及びその活動支援」についての規定であり、第3条の基本理念、第4条第2項及び第3項の規定と同義であるといえることから、「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備する」という条文に見直しました。

## 変更点⑭

### ~~第4章 湖西市男女共同参画審議会~~

#### ~~(設置)~~

~~第29条…~~

#### ~~(所掌事項)~~

~~第30条…~~

~~(組織及び委員)~~

~~第31条…~~

~~(会長及び副会長)~~

~~第32条…~~

~~(会議)~~

~~第33条…~~

~~(庶務)~~

~~第34条…~~

### 第3章 推進体制

#### (審議会)

第18条

2

3 前2項に定めるもののほか…  
規則で定める。

~~（設置）~~

~~第29条 市に、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。~~

~~（所掌事項）~~

~~第30条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 第20条第2項及び第22条の規定に基づき市長に意見を述べること。~~
- ~~(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要な施策その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。~~



（審議会）

第18条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第11条第2項及び第13条の規定に基づき市長に意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要事項その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

【内容】

湖西市男女共同参画審議会に関する条項が多く、整理する必要があるため、第31条から34条に規定された組織及び運営にかかる規定を削除し、審議会に関する規定を1つの条にまとめました。

また、委任規定により新たに「湖西市男女共同参画推進条例施行規則」を設け、規則に審議会の組織及び運営に関する事項を規定することといたしました。

このことにより、「第4章 湖西市男女共同参画審議会」を削除しました。

## 変更点⑮

【その他】

- ・ 前述の見直しに伴い、条文の繰上げをしました。
- ・ 第4条第2項以降の「市民、事業者、市民団体及び教育関係者」という表記を「市民等」という略称規定に変更いたしました。

（市の責務）

第4条



- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協力して行う…